

# 著作権にかかわる意見

## ～ 著作権制度での対応の必要性 ～

- クラウドサービス
- 民法(債権法関係)改正

2013年8月7日



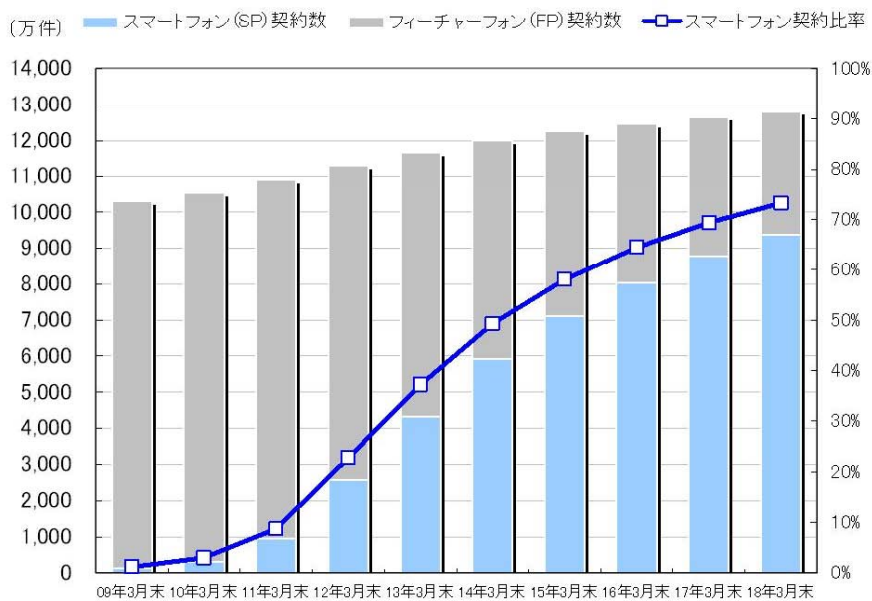
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

<http://www.mcf.or.jp>



## 1-1. スマートフォンへ急速にシフト

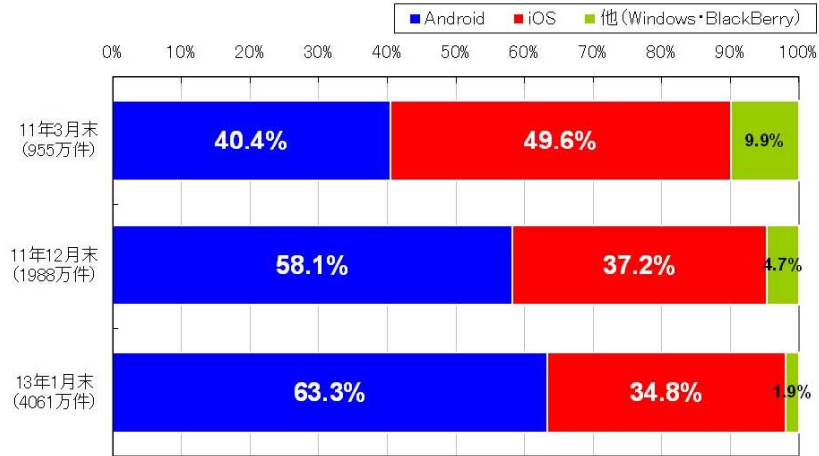
### スマートフォン契約数の推移・予測 (2013年3月予測)



出典:(株)MM総研 [東京・港]

## 1-2. スマートフォンへ急速にシフト

スマートフォンOS別契約数シェア（11年3月末／11年12月末／13年1月）

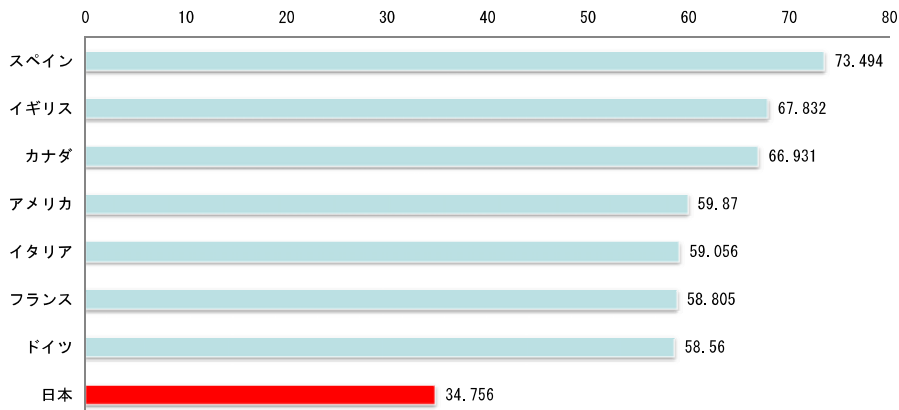


\*カッコ内はスマートフォン契約数

出典：(株) MM総研 [ 東京・港 ]

## 1-3. スマートフォンへ急速にシフト

スマートフォン市場占有率比較  
(単位：%)



出典：comScore/MobiLens  
日本代理店：インターアローズ

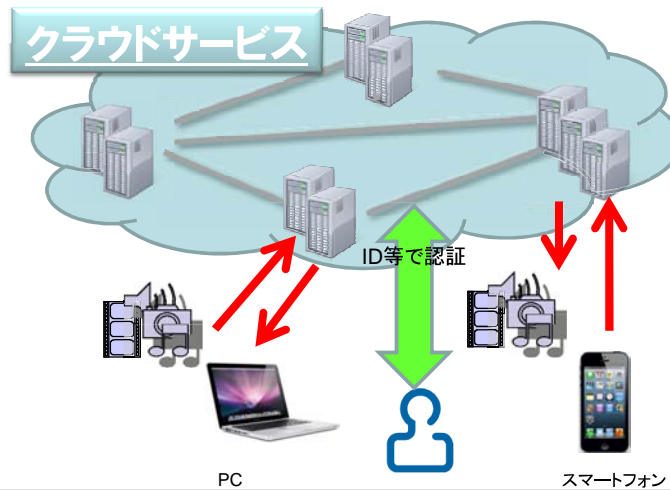
## 2-1. ビジネストレンド ～クラウドの一例～

ケース：ユーザが自らのためのみにクラウドにファイルを出し入れするだけのロッカー型モデル  
 (ユーザ自身が私的複製をした著作物を、個人的に使用するために蓄積している便利なサービス)

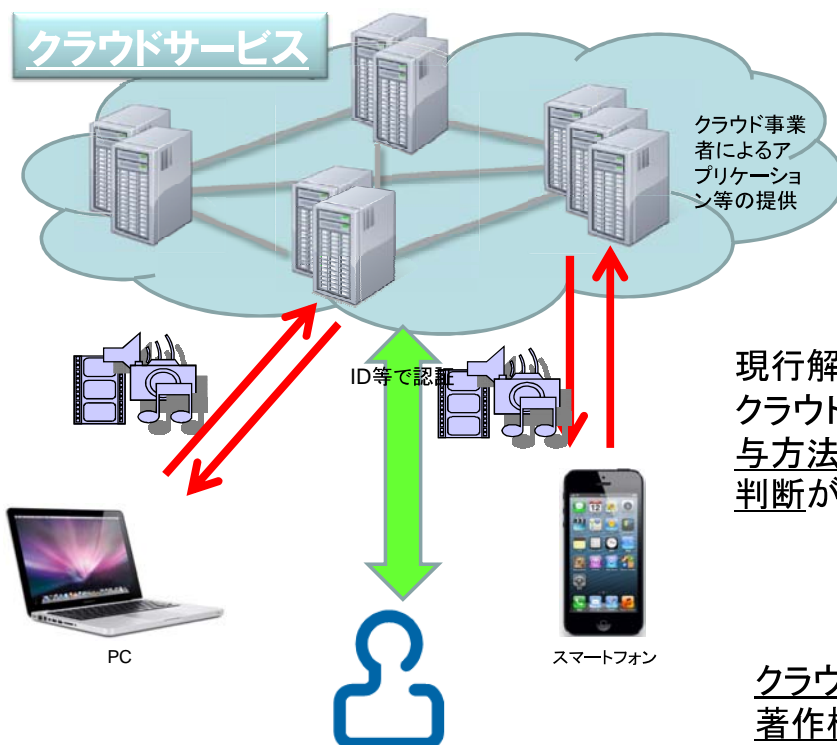


### 基本的な考え方

- 私的使用目的複製の範囲



## 2-2. ビジネストレンド ～クラウドの一例～



クラウドの一類型  
 「アプリケーション提供型」  
 (クラウドサービス提供事業者によって付加サービスが提供されるモデル)



現行解釈では、、、  
クラウドサービス提供事業者の関与方法等によって、送信主体等の判断が。。。



クラウドサービスに合わせて著作権制度での対応が必要

## 2-3. クラウドについてのMCF意見まとめ

MCFでは、著作権者の独占排他的な権利の保護、  
利用者保護、  
文化の発展および経済発展のバランスが重要であると考えます。

### MCFとしての意見

- ロッカー型モデル：私的複製の範囲
- 将来性のあるアプリケーション提供型クラウドサービス：私的複製の範囲について法解釈を行った上で、クラウドサービスの利用が促進されるような制限規定の検討が必要である。  
(公衆用設置自動複製機器規定等の検討も必要だと考える)
- … あるいは、新たな権利処理スキームの検討も…
- クラウド利用における著作権処理を一元的に行えるスキームの検討
- 私的使用の範囲に沿った利用端末の制限等の検討

## 2-4. ビジネストレンド ～ソーシャルサービス～

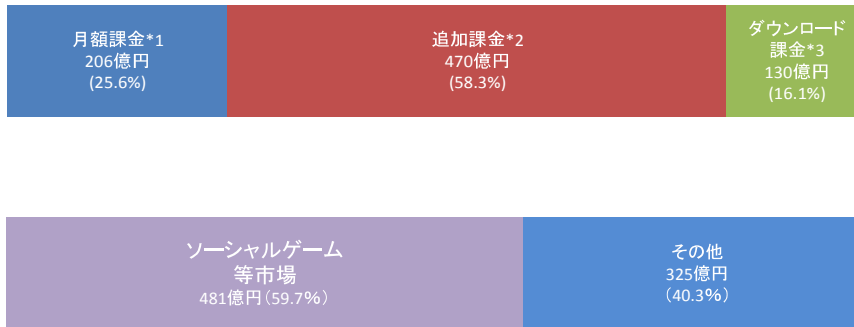
日本におけるSNS利用者数



## 2-5. 2011年スマートフォン市場の内訳

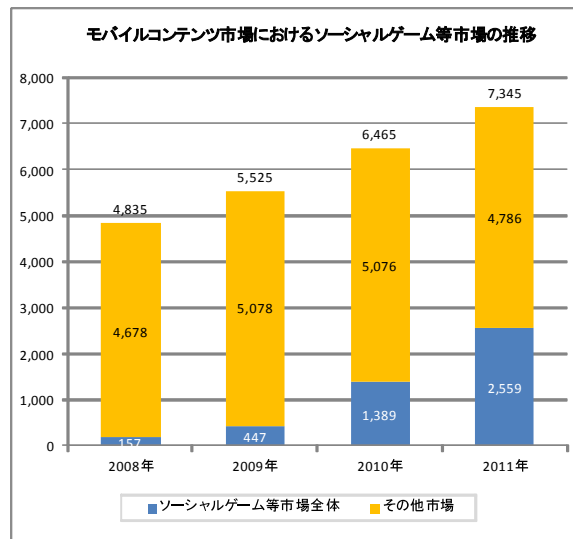
単位：億円

### スマートフォン市場規模 806億円



総務省発表資料「2011年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」  
\* モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

## 2-6. ソーシャルゲームの拡大



単位：億円

	2008年	2009年	2010年	対前年比	2011年	対前年比
ソーシャルゲーム等市場	152	447	1,389	311%	2,559	184%
その他	4,678	5,078	5,076	100%	4,786	95%
モバイルコンテンツ市場	4,835	5,525	6,465	117%	7,345	114%

総務省発表資料「2011年 モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」  
\* モバイル・コンテンツ・フォーラム調査

## 2-7. ビジネストレンド ～ 将来有望なサービス例 ～

コンテンツビジネスは、広告モデル、課金モデルにかかわらず  
ソーシャル化によって変革

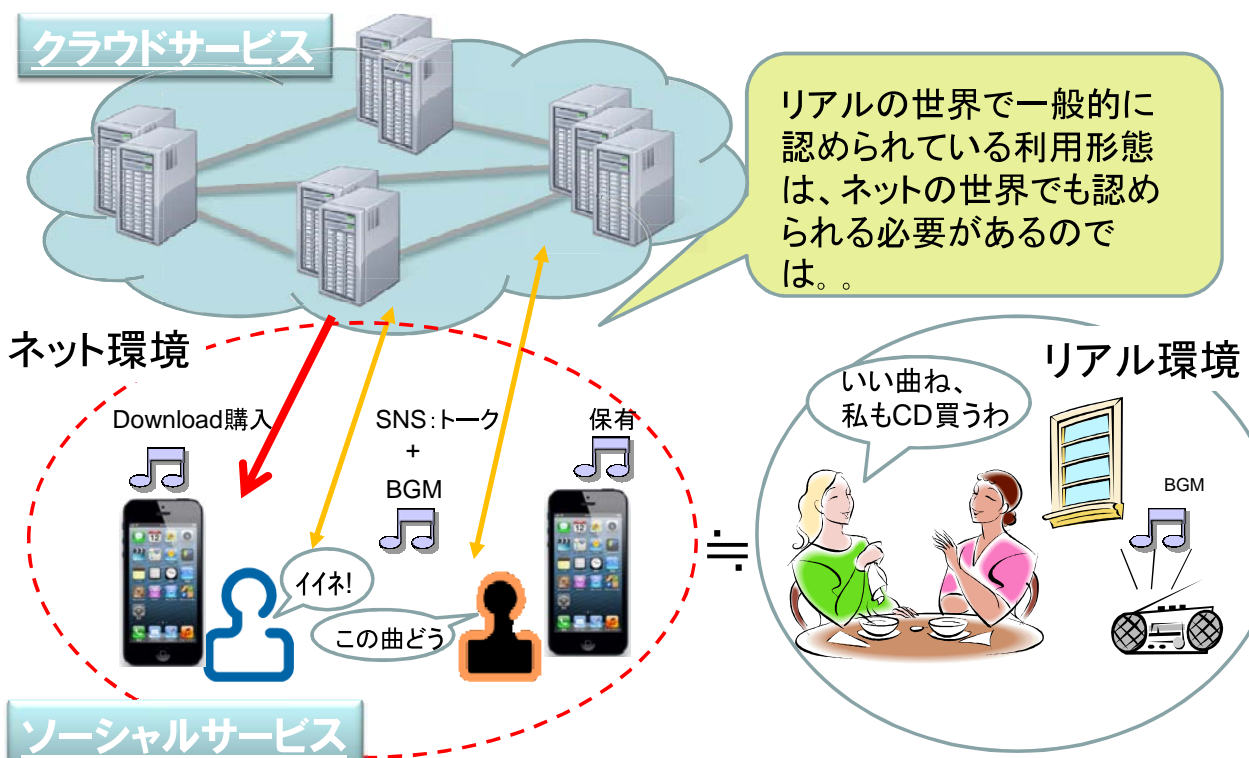
↓  
現在の売り上げの中心：ゲーム等でのアイテム課金

↓  
ソーシャルでの新ビジネス創出が世界でビジネスをするためのカギ！

↓  
クラウドで現在できないことをできるようにすることが  
ビジネス発展のカギ！

↓  
著作権制度での対応が必要

## 2-8. ビジネストレンド ～ 将来考えられるサービス例 ～



法務省による民法(債権法関係)改正の中間試案

第38 賃貸借 15 賃貸借に類似する契約(2) ライセンス契約の追加の検討



著作物のライセンスにも大きな関係性あり



MCFの意見

法改正試案に基本的には賛成

ただし、法改正を実効性あるものとするためには、ライセンスに関する制度不備が存在するため、法改正と並行して関係省庁等において制度拡充を図ることが必要と考えます

具体的には・・・

- ・著作権法について、他の知的財産権法(ex.特許法など)のように、ライセンスの発生のみをもって第三者に対する対抗力を認めるなどが必要
- ・著作権等管理事業者との問題を解決するための著作権等管理事業法の見直しまたは文化庁による指導など、著作権制度での対応が必要

